

## 通学規則

- 1 登下校は決められた通学道路を、交通ルールを守って通ります。
- 2 自転車通学を希望する生徒は、保護者連署で届け出ます。(自転車通学届)
- 3 自転車通学の場合安全及び事故防止のため、次のことを守ります。
  - (1) 通学に適した自転車を使用します。(以下の規格等を基準にする。)

・ライト・ベル・反射鏡の装備	・前部にカゴ、後部に荷台がついているもの
・両足スタンドのついているもの	・自転車の色は黒・白・紺・シルバーを基調としたもの
・ギアは6段以下	・タイヤサイズは24インチ以上のもの
・ドロップ型・カマキリ型ハンドルは禁止	・プラスチックホイールは禁止

  - (2) ヘルメットを必ず着用し、あごひもを確実に締めます。
  - (3) 特殊な車種は使用しません。
  - (4) 雨天の場合、カサは使用しません。
- 4 交通安全規則を確実に守ります。
  - (1) 安全確認を確実にします。
  - (2) 並進・二人乗り等をしません。
  - (3) 整備不良の自転車には乗りません。 ※ハンドルの向き・ハブステップ等
  - (4) 自転車は自転車置き場の決められた場所に置きます。
  - (5) 駐輪する時は必ず施錠をします。
  - (6) 登校後、下校まで許可された人以外自転車置き場に入出入りしません。
  - (7) 校内で乗車しません。
- 5 通学規則、自転車安全指導事項違反  
通学規則・自転車安全指導事項に違反したときは、【別紙1・自転車安全指導事項】により指導があります。
- 6 通学以外でも自転車に乗るときは通学規則を守ります。
- 7 その他 ヘルメット等について
  - (1) ヘルメット代金 3,600円(内1,500円は町費補助) ※毎年確認のこと
  - (2) ヘルメットに不備がでた場合、すみやかに新たに購入すること。

## 【別紙1】(教職員) 自転車安全指導事項

1 以下の事項について、安全のため注意指導を行う。

- (1) ノーヘル運転
- (2) あごひも未装着
- (3) 2人乗り
- (4) 並進(危険なもの・著しく迷惑なもの)
- (5) 傘さし運転
- (6) 校内乗車
- (7) 整備不良
- (8) 信号無視
- (9) 斜め横断
- (10) 無謀運転
- (11) 無届運転(自転車使用制限時)
- (12) その他、本人や周囲の者に対する危険な運転

2 安全のための注意指導(違反回数に応じた指導)は以下のとおりとし、違反回数は中学校3年間累積する。

違反回数	生徒作成		担任 顧問等	(学年 主任等)	安全指 導	生徒指導	教頭	校長	保護者連絡者
	交通違反 カード	反省 文							
1回	○	-	○	-	○	-	-	-	※(担任・顧問等)
2回	○	○	○	(○)	○	-	-	-	担任・顧問等
3回	○	○	○	(○)	○	○	-	-	教頭
4回	○	○	○	○	○	○	○	○	校長
5回~	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 関係者協議

※危険な違反行為については保護者連絡

- (1) 免責規定 違反をした翌日から違反なし6か月経過で違反回数を1回減じる。  
累積回数からも減じる。
- (2) 違反回数に関わらず注意指導に対して改善が見られない場合は、安全確保の観点から、保護者と協議した上で自転車通学を一定期間制限することがある。

3 交通違反カードに関する取扱い

- (1) 違反をした生徒は、交通違反カード【別紙2】に必要な事項を記入し、担任へ提出すること

## 【別紙2】 交通違反カード

1 年 組 名 前 \_\_\_\_\_ 在学中違反回数 ( ) 回 (免責 \_\_\_\_\_ 回)

2 違反日時 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時

3 違反場所 \_\_\_\_\_

4 違反内容

- |                            |             |                      |
|----------------------------|-------------|----------------------|
| (1) ノーヘル運転                 | (2) あごひも未装着 | (3) 2人乗り             |
| (4) 並進 (危険なもの・著しく迷惑なもの)    | (5) 傘さし運転   |                      |
| (6) 校内乗車                   | (7) 整備不良    | (8) 信号無視             |
| (9) 斜め横断                   | (10) 無謀運転   | (11) 無届運転 (自転車使用制限時) |
| (12) その他、本人や周囲の者に対しての危険な運転 |             |                      |

(その他 \_\_\_\_\_ )

5 本人の反省

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6 保護者の意見 [保護者氏名 \_\_\_\_\_] (自署)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※危険行為以外で違反回数1回目は、保護者意見記入は必要ありません。

7 担任等の指導

\_\_\_\_\_

供覧	指導者	担任	学年主任	交通安全 指導担当	生徒指導 主事	教務又は 教頭	校長